

## I R 区域の整備に関する基本協定書

大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）は、I R 整備法に基づく I R 区域の整備に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第 1 条 本書は、I R 区域の整備を円滑かつ確実に実施するため、府市の役割分担や費用負担等に関する基本的な考え方について定めることを目的とする。

## （役割分担）

第 2 条 府及び市は、I R 区域の整備について、夢洲（大阪府大阪市此花区）の市有地を活用し、相互に連携・協力のうえ、共同して取り組むものとする。

2 区域整備計画の認定申請は、広域自治体である府が行う。

3 府及び市は、I R 関連施策について、第 4 条に基づき誠実に実施するものとする。

## （納付金及び入場料納入金の配分）

第 3 条 I R 整備法に基づく認定都道府県等納付金及び認定都道府県等入場料納入金については、府市で均等にこれを配分するものとする。

## （I R 関連施策）

第 4 条 I R 関連施策の実施主体及び費用負担は、次のとおりとする。

（1）I R 整備法に基づく実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の実施状況の報告等に必要となる作業については、府市共同で実施するものとし、費用は府市折半とする。

（2）ギャンブル等依存症対策については、府市共同で実施するものについては、費用は府市折半とし、府市それぞれで実施するものについては各々の費用負担とする。

（3）警察力強化に関する施策については、府が実施するものとし、費用は府の負担とする。

（4）夢洲まちづくり関連インフラの整備及び維持管理、並びに消防力強化に関する施策については、市が実施するものとし、費用は市の負担とする。

2 前項に定めのない I R 関連施策については、法令等に基づく権限と責任に従い、府市それぞれで実施及び費用負担することを基本とし、これにより難しい場合は、別途、府市協議のうえ、定めるものとする。

## （その他）

第 5 条 市有地の使用条件及び事業リスクの取扱いその他本書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、府市で協議のうえ、定めるものとする。

本書締結の証として、本書 2 通を作成し、府市が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

大阪府知事      松井 一郎

大阪市長      吉村 洋文